

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 19 | 障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は, 障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり, 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し, 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い, もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行方市長

公表日

令和4年3月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 |
| ②事務の概要 | 障害者総合支援法に基づき, 身体・知的・精神の3障害に難病、発達障害などの状況を調査等し、その人の状況や希望に応じた障害福祉サービスを提供する。入所希望者に対しては, 障害福祉サービス提供の措置を実施する。 |
| ③システムの名称 | 障害者総合支援システム, 宛名管理システム, 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 1. 障害者総合支援申請情報ファイル 2. 障害者総合支援決定情報ファイル 3. 障害者総合支援請求情報ファイル 4. 宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第12項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表第二(第15,26,87,116項) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民福祉部社会福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 社会福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 総務省 | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|--------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人未満(任意実施)] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年1月25日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年1月25日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-----------|
| 令和1年6月28日 | I-5.評価実施機関における担当部署名①部署 | 保健福祉部社会福祉課 | 市民福祉部社会福祉課 | 事後 | |
| | I-5.評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名 | 社会福祉課長 渋谷 節夫 | 社会福祉課長 | 事後 | |
| | I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 行方市保健福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 | 行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 | 事後 | |
| | I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 行方市保健福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 | 行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 | 事後 | |
| | IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | (追加) | | 事後 | |
| | IV-2 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | (追加) | | 事後 | |
| | IV-3 目的を超えた紐付け事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | (追加) | | 事後 | |
| | IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | (追加) | | 事後 | |
| | IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | (追加) | | 事後 | |
| | IV-5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | (追加) | | 事後 | |
| | IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | (追加) | | 事後 | |
| | IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | (追加) | | 事後 | |
| | IV-7 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | (追加) | | 事後 | |
| | IV-8 実施の有無 | (追加) | | 事後 | |
| | IV-9 従業者に対する教育・啓発 | (追加) | | 事後 | |
| 令和2年12月18日 | II-いつ時点の計数か | 令和1年6月28日 | 令和2年12月18日 | 事後 | |
| 令和4年3月31日 | I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の状況を調査して、やむを得ない事由があるときは、障害福祉サービス提供の措置を実施する。 | 障害者総合支援法に基づき、身体・知的・精神の3障害に難病、発達障害などの状況を調査等し、その人の状況や希望に応じた障害福祉サービスを提供する。入所希望者に対しては、障害福祉サービス提供の措置を実施する。 | 事後 | |
| | I-4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二(第15,26,87,116項) | 番号法第19条第8号 別表第二(第15,26,87,116項) | 事後 | |
| | II-いつ時点の計数か | 令和2年12月18日 | 令和4年1月25日 | 事後 | |